

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画で、これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。(都市緑地法第4条)

- 緑に関する町の総合的な計画です。

都市公園の整備についてだけではなく、緑地や清流、生態系、郷土景観の保全、緑化活動、緑の普及・啓発や町民・企業・行政が連携した仕組みづくりなど、緑に関する総合的な計画として策定されます。

- 法町の特性に応じ、町の創意に基づいて策定する計画です。

法律に基づいて策定する計画ですが、松伏町の緑の特性に応じ、町民の意見を反映しながら、町の創意に基づいて策定する計画です。

- 町民・企業・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）です。

緑豊かなまちづくりを推進していくためには、多くの人の理解と協力が必要であり、本計画は、町民・企業・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）としての役割をもっています。

(2) 計画の内容

緑の基本計 概ね次の内容を定めるものとされています。

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び
（※）緑化の推進に関する事項
- 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び
当該地区における緑化の推進に関する事項

（※）平成30年（2018年）4月1日に都市公園の管理方針及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項が追加されました。

緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされています。(都市公園法第3条第2項)

2 計画の位置づけ

本計画は、法律に基づく計画であり、松伏町緑の基本計画（平成11年3月）の後継として改定するものです。

基本的な枠組みについては、埼玉県の「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年度～33年度）や町の上位計画にあたる「第5次松伏町総合振興計画 基本構想改定・後期基本計画」（平成31年3月）や「都市計画マスターplan」（令和元年6月改定）などの関連計画と整合を図りながら、緑の保全・創造・育成に関する総合的かつ計画的な施策として位置づけています。

また、相互の施策の連携により計画の実効性を高めていきます。

なお、社会情勢が大きく変化した場合や本町の都市構造や緑のあり方に大きな影響を及ぼす構想や計画が改定された場合などは、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の目標年次

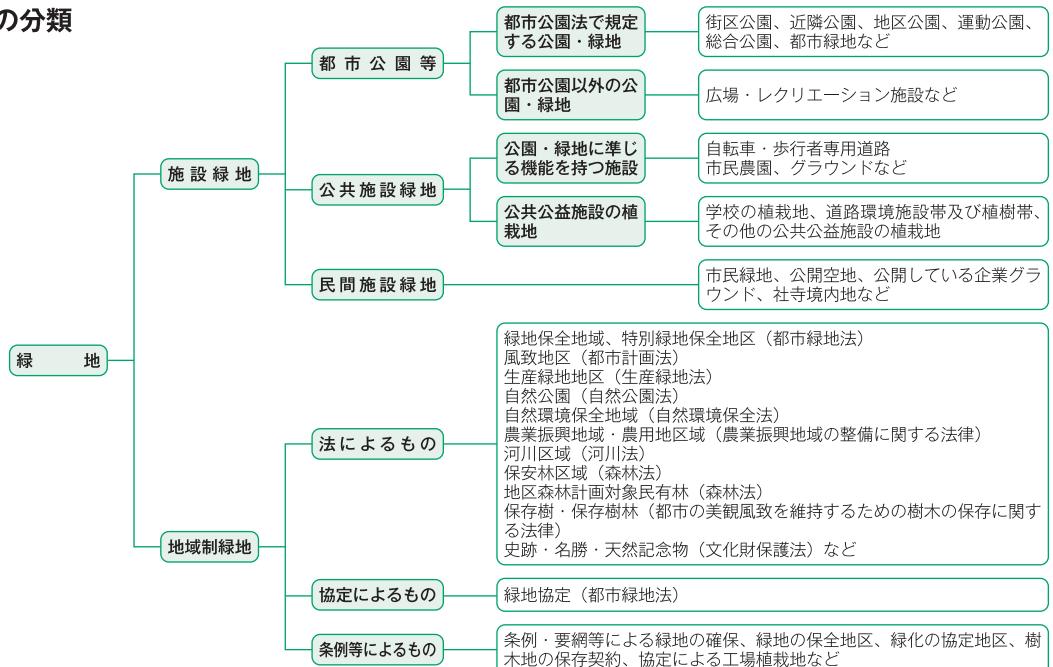
本計画は、「松伏町都市計画マスターplan」の目標年次との整合を図り、令和20年（2038年）を計画の目標年次とします。

4 計画の対象とする緑

緑の基本計画は、都市公園の整備・維持管理をはじめ、公共施設や民有地における緑地の保全や緑化、さらに、これら取り組みのソフト面の事項も含めた、都市の緑に関する総合的な計画です。

このため、本計画の対象とする緑には、以下のような「緑地」としての形態をもった緑とともに都市緑化に関わる住宅・工場等の樹木や生垣、草花などにいたる幅広い緑を含めるものとします。

緑地の分類



5 緑の機能

緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の諸機能を有していると考えられており、以下のように、地形に応じて様々な機能が期待されます。

(1) 環境保全の機能

環境の保全では、自然環境の基盤となる豊かな植生が形成され、多くの野生動植物が生息・生育することにより、生物の多様性の向上が見込まれます。

- 野生生物の生息拠点の保全（山地など）
- 里山生態系の保全（丘陵地、台地など）
- 野生生物の移動経路や隠れ家となる樹林地の保全（低地、市街地など）
- 湿原や池沼、湧水地等の水辺の保全（低地など）

(2) レクリエーションの機能

レクリエーションの提供では、ふれあいの場、身近な自然とのふれあい、地域の人々の交流の場などが見込まれます。

- 里地里山の管理作業や里山体験の促進（丘陵地、台地など）
- 市民団体等と連携・協働した緑の管理（低地、市街地など）
- 植林体験などの自然体験の促進（山地など）

(3) 防災の機能

防災の機能では、自然災害による被害の防止や緩和、火災の延焼防止や遅延、避難地・避難路の確保、雨水浸透による洪水調整機能、地下水かん養、水の循環の促進などが見込まれます。

また、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減などの微気象の調節も含まれます。

- 水源かん養機能の維持、土砂災害の軽減・防止（山地など）
- 大気汚染などの影響、ヒートアイランド現象の緩和（市街地、台地など）
- 地震火災の発生時の延焼遮断、避難地・経路の確保（市街地など）

(4) 景観形成の機能

景観の形成では、潤いのある街並み、良好な風景など心理的潤いをもたらすことが見込まれます。

近年では、演出された緑が地域らしさを育み、人々を呼び寄せる効果をもたらすものとして期待されます。

- 広域的自然景観の軸となる山並みの保全（山地など）
- 地域に即した景観・歴史的風土を持つ里地里山景観の維持（丘陵地、台地など）
- 周辺地からの良好な眺望の確保（丘陵地、台地、低地、市街地など）

埼玉県は、西部の山地、中央部の丘陵地、台地、東部の低地という多彩な地形によって構成されていますが、松伏町は、低地と市街地からなります。（第2次埼玉県広域緑地計画）

地形別の緑のあり方

地域区分	現況の主な土地利用等	緑のあり方
低 地	○広大な農地からなる田園的土地利用 ○屋敷林や社寺林が点在	広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。
市街地	○市街化区域として連坦する市街地を形成 ○屋敷林や公園が点在	残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。

(資料) 第2次埼玉県広域緑地計画